

交通・物流事業者燃料高騰対策事業費補助金交付要綱

令和5年7月24日制定
一般社団法人宮崎県トラック協会

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下、「県ト協」という。）が、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業及び同条第3項に規定する特定貨物事業者運送事業を行う事業者（以下「トラック事業者」という。）に対して補助金を交付する事業について、必要な事項を定めることにより、補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(補助事業者等)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) 宮崎県内に本社又は営業所があり、申請時において営業していること。
- (5) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額等)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び、それについての補助額等は、別表のとおりとする。

(交付申請及び申請書に添付すべき書類)

第4条 補助事業者は、補助金の交付申請を、令和5年9月20日までに県ト協に対して行わなければならない。

- 2 前項の補助金の交付申請は、別記様式第1号（令和4年度第2回交通・物流事業者燃料高騰追加対策事業費補助金の受給者）及び別記様式第2号（今回初めての補助金申請者）によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、別記様式第1号の交付申請者は(5)振込口座が分かるものの写しを省略できるものとする。

添付書類：

- (1) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
※ 原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。
- (2) 法人にあつては、個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (3) 補助対象となる全車両の車検証の写し（申請時において有効なもの）
ただし、電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し
- (4) 補助対象車両一覧表（別記様式第4号）
- (5) 振込口座が分かるものの写し（例：通帳の写し、キャッシュカードの写し）
- (6) 誓約書（別記様式第5号）

（交付決定及び交付額の確定）

第5条 会長は、前条の規定により交付申請があつたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定を行い、補助事業者に通知する。

（補助金の経理等）

第6条 補助事業者は、この補助金に係る収支の状況を明確にした帳簿及び証拠書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助金の交付方法）

第7条 この補助金は、精算払により交付する。

（実績報告）

第8条 第4条の規定に掲げる書類の提出をもって実績報告があつたものとみなす。

（補助金の返還）

第9条 会長は、虚偽又はその他の不正行為により補助金の交付を受けた者に対して、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月24日から施行し、交通・物流事業者燃料高騰対策事業費補助金に適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費及び補助率等

<p>1 補助対象経費</p>	<p>燃料高騰支援分 「2 対象車両」に該当する車両に係る燃料価格高騰の影響により増加した燃料費。</p>
<p>2 対象車両</p>	<p>補助事業者が所有する車両のうち、次の要件を満たす車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年6月1日時点で、自動車検査証が交付された日から起算して9か月以上経過し、かつ、申請時において自動車検査証の有効期間内で、申請後も継続して事業を行う予定である車両。ただし、令和4年9月から申請までの間に入替を行った車両で、入替前の車両が令和4年9月1日以前から事業に使用されていたことが確認できるものについては対象とする。 ・ 中小企業基本法第2条第1項第1号に規定する中小企業者が使用する車両。 ・ 県内営業所に配置された事業用車両。ただし宮崎の緑ナンバーに限る。 ・ 自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二の自動車の範囲欄の1、4または6に掲げる車両。（※ただし霊柩車を除く。） ・ 被けん引車（トレーラ）に該当しないこと。 <p>（備考） 対象車両のうち、けん引車については、自動車検査証記載の「最大積載量」にかかわらず、10トン以上の車両として扱う。</p>
<p>3 補助額</p>	<p>自動車検査証記載の「最大積載量」に応じて車両一台あたり定額を支払う。</p> <p>10トン以上の車両1台あたり108千円 10トン未満の車両1台あたり54千円</p>